

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	宮崎市 市税収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、市税収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税収納に関する事務
	<p>【業務全体概要】 地方税法等の法令に従い市税収納業務で以下の事務を行う。</p> <p>1 調定登録・変更事務 (1)当初課税による調定の登録</p> <p>① 個人住民税の調定登録 普通徴収、特別徴収、年金特別徴収の調定情報を受取る。 受取り時期は、 普通徴収：毎年5月下旬頃 特別徴収：毎年4月下旬頃 年金特別徴収：毎年5月下旬頃</p> <p>② 固定資産税の調定登録 固定資産税の調定情報を毎年4月下旬に受取る。</p> <p>③ 軽自動車税(種別割)の調定登録 軽自動車税(種別割)の調定情報を毎年4月上旬頃に受取る。</p> <p>④ 法人市民税の調定登録 納税義務者、申告ごとに調定情報の受取り時期が異なる。確定申告の場合、事業年度終了日の翌日から2か月以内に申告納付が行われる。</p> <p>⑤ 事業所税の調定登録 納税義務者、申告ごとに調定情報の受取り時期が異なる。</p> <p>⑥ 市たばこ税・入湯税の調定登録 月次で調定情報を受取る。</p> <p>(2)課税更正による調定の変更 市町村による調査や税務署からの修正申告、更正決議等により課税事務で税額が変更された場合、月次で変更調定情報を受取る。</p> <p>2 収納消込事務 納付書による入金、コンビニ入金、口座振替、スマートフォン決済、共通納税による入金などの情報をもとに消込を行い、調定額と収入額を比較し、完納、未納、過誤納を判定する。</p> <p>3 口座振替事務 (1)口座振替開始通知書の送付 納税者から口座振替依頼があった場合、口座振替依頼登録を行い、口座振替開始通知書を送付する。 (2)口座振替の管理 口座振替結果の確認を行い、正常に口座振替ができた場合は、納税証明書(継続検査用)を納税者へ送付する(軽自動車税のみ)。口座振替ができなかった場合は、口座振替不能通知書を納税者へ送付する。 また、口座振替の停止依頼など、納付方法に変更があった場合に必要な処理を行う。</p> <p>4 還付・充当事務 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、以下の手順で事務を行う。</p> <p>① 過誤納があるかどうか調査する。 ② 過誤納が発生している場合、還付または充当するか決定する。 ③ 還付の場合は、還付申請書を対象者へ送付する。 ④ 還付充当決議書作成後、決裁を行う。 ⑤ 決裁後、還付・充当内容を収入状況へ反映する。 ・ 還付の場合は、還付対象者の還付元収入額から還付額を差し引く。 ・ 充当の場合は、充当対象者の充当元収入額から充当額を差し引き、充当先収入額に充当額を加算する。 ⑥ 還付充当通知書を作成し、対象者へ送付する。 ⑦ 還付の場合は、口座還付により還付金を支払う。</p>

<p>②事務の概要</p>	<p>上記事務を適宜実施する。</p> <p>5 督促事務 納期限までに完納しない納税者に対し、督促状を発送して納付を促す。 督促状は地方税法により、納期限後20日以内に納税者へ送付しなければならない。 以下の手順で事務を行う。 ① 督促対象者を特定する。 ② 督促決議を行い、徴収金額に督促手数料と算出した延滞金を加算し、督促状を作成する。 ③ 督促状を対象者へ送付する。 上記事務を各税目の納期毎に実施する。</p> <p>6 返戻・公示事務 送付先不明などの理由で督促状が返送された場合、正確な送付先を調べて再度送付する。 以下の手順で事務を行う。 ① 郵便局から返送された督促状を受取る。 ② 住民基本台帳などにより正しい送付先を調査する。 ③ 調査の結果、送付先が判明したものは宛先を修正し、督促状を再度送付する。 ④ 送付先が不明のもの、再度郵便局から返送されたものは、掲示場に必要事項を掲示(公示)する。 上記事務を随時実施する。</p> <p>7 年次繰越事務 (1)年次決算事務 予算に対する会計年度の収入実績をまとめ、統計基礎資料を作成する。 (2)滞納繰越事務 収入未済額を翌年度に徴収するため、翌年度の歳入予算として計上する。 滞納繰越の年次繰越は、会計年度経過後の4月に行い、現年度調定の年次繰越は、出納整理期間終了後の6月に行う。</p> <p>8 窓口事務 証明書の発行と納付書の再発行を行う。 (1)証明書の発行(※ 市民課所管業務) ① 納税証明書の発行 証明日現在において、納付すべき税額、納付済税額及び未納税額等を記載した証明書を発行する。 ② 滞納無証明書の発行 証明日現在において、滞納がないことを記載した証明書を発行する。 (2)納付書の再発行 納付書の紛失や持参を忘れた納税者への対応として納付書を再発行する。</p> <p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、市税収納業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>I 個人番号の取得 ① 住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ② 宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を取得する。</p> <p>II 個人番号の利用 ・ 本人確認(真正性確認) 収納事務全般において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。(例:オンラインにて個人番号をキーに検索を行う)</p>
<p>③システムの名称</p>	<p>宛名システム、市税収納システム</p>

2. 特定個人情報ファイル名	
市税収納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条（利用の範囲）別表第一第16項 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎市税務部納税管理課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮崎市市民情報センター(宮崎市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮崎市 税務部 納税管理課(宮崎市役所第三庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 電話番号 0985-21-1741

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱ しいき監判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	Ⅱ しいき監判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 樋口 和彦	課長 鳥濱 武志	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	Ⅱ しいき監判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	Ⅱ しいき監判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の範囲)別表第一第16項	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	Ⅱ しいき監判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	Ⅱ しいき監判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年4月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の範囲)別表第一第16項	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 鳥濱 武志	課長	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	Ⅱ しいき監判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	Ⅱ しいき監判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年6月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	1 調定番号・変更事務 (1)当初課税による調定の登録 (2) 軽自動車税(種別割)の調定登録 ③ 軽自動車税(種別割)の調定登録を毎年4月下旬頃に受取る。	1 調定番号・変更事務 (1)当初課税による調定の登録 (2) 軽自動車税(種別割)の調定登録 ③ 軽自動車税(種別割)の調定登録を毎年4月下旬頃に受取る。	事後	重要な変更事項でないため
令和2年6月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	2 収納消込事務 納付書による入金、コンビニ入金、口座振替による入金などの情報をもとに消込を行い、調定額と収入額を比較し、完納、未納、過額納を判定する。	2 収納消込事務 納付書による入金、コンビニ入金、口座振替、共通納税による入金などの情報をもとに消込を行い、調定額と収入額を比較し、完納、未納、過額納を判定する。	事後	重要な変更事項でないため
令和2年6月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	3 口座振替事務 (2)口座振替の管理 口座振替結果の確認を行い、正常に口座振替ができた場合は、納税証明書(継続検査)を納税者へ送付する(軽自動車税のみ)。	3 口座振替事務 (2)口座振替の管理 口座振替結果の確認を行い、正常に口座振替ができた場合は、納税証明書(継続検査)を送付する(軽自動車税のみ)。	事後	重要な変更事項でないため
令和2年6月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	4 還付・充当事務 ⑦ 還付の場合は、口座還付により還付金を支払う。 上記事務を月4回程度実施する。	4 還付・充当事務 ⑦ 還付の場合は、口座還付により還付金を支払う。 上記事務を適宜実施する。	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	1 調定番号・変更事務 (1)当初課税による調定の登録 (2) 軽自動車税(種別割)の調定登録 ③ 軽自動車税(種別割)の調定登録を毎年4月下旬頃に受取る。	1 調定番号・変更事務 (1)当初課税による調定の登録 (2) 軽自動車税(種別割)の調定登録 ③ 軽自動車税(種別割)の調定登録を毎年4月下旬頃に受取る。	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	2 収納消込事務 納付書による入金、コンビニ入金、口座振替による入金などの情報をもとに消込を行い、調定額と収入額を比較し、完納、未納、過額納を判定する。	2 収納消込事務 納付書による入金、コンビニ入金、口座振替、共通納税による入金などの情報をもとに消込を行い、調定額と収入額を比較し、完納、未納、過額納を判定する。	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	3 口座振替事務 (2)口座振替の管理 口座振替結果の確認を行い、正常に口座振替ができた場合は、納税証明書(継続検査)を納税者へ送付する(軽自動車税のみ)。	3 口座振替事務 (2)口座振替の管理 口座振替結果の確認を行い、正常に口座振替ができた場合は、納税証明書(継続検査)を送付する(軽自動車税のみ)。	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	4 還付・充当事務 ⑦ 還付の場合は、口座還付により還付金を支払う。 上記事務を月4回程度実施する。	4 還付・充当事務 ⑦ 還付の場合は、口座還付により還付金を支払う。 上記事務を適宜実施する。	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	Ⅱ しいき監判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	Ⅱ しいき監判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	1 調定登録・変更事務 (1)当初課税による調定の登録 ① 個人住民税の調定登録 特別徴収:毎年5月上旬頃 年金特別徴収:毎年4月下旬頃 ③ 軽自動車税(種別割)の調定登録 軽自動車税(種別割)の調定登録を毎年4月下旬頃に受取る。 8 窓口事務 (1)証明書の発行 ② 完納証明書の発行	1 調定登録・変更事務 (1)当初課税による調定の登録 ① 個人住民税の調定登録 特別徴収:毎年4月下旬頃 年金特別徴収:毎年5月下旬頃 ③ 軽自動車税(種別割)の調定登録 軽自動車税(種別割)の調定登録を毎年4月上旬頃に受取る。 8 窓口事務 (1)証明書の発行 ② 完納証明書の発行	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	Ⅱ しいき監判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	Ⅱ しいき監判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	2 収納消込事務 納付書による入金、コンビニ入金、口座振替、共通納税による入金などの情報をもとに消込を行い、調定額と収入額を比較し、完納、未納、過額納を判定する。	2 収納消込事務 納付書による入金、コンビニ入金、口座振替、スマートフォン決済、共通納税による入金などの情報をもとに消込を行い、調定額と収入額を比較し、完納、未納、過額納を判定する。	事後	重要な変更事項でないため
令和4年4月1日	Ⅱ しいき監判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和4年4月1日	Ⅱ しいき監判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため